

秋田県告示第160号

秋田県青少年交流センター条例（平成11年秋田県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県青少年交流センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県青少年交流センターの利用料金は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県青少年交流センター利用料金

1 研修室及び会議室

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが利用する場合	大研修室	4,280円	5,700円	9,980円	1,430円
	中研修室A	2,130円	2,840円	4,970円	710円
	中研修室B	1,980円	2,640円	4,620円	660円
	中研修室C	1,830円	2,440円	4,270円	610円
	小研修室（1室につき）	1,530円	2,040円	3,570円	510円
	会議室	全室利用	1,320円	1,760円	3,080円
	2分の1利用	660円	870円	1,530円	220円
その他の場合	大研修室	8,550円	11,400円	19,950円	2,850円
	中研修室A	4,290円	5,720円	10,010円	1,430円
	中研修室B	3,960円	5,280円	9,240円	1,320円
	中研修室C	3,660円	4,880円	8,540円	1,220円
	小研修室（1室につき）	3,060円	4,080円	7,140円	1,020円
	会議室	全室利用	2,640円	3,520円	6,160円
	2分の1利用	1,320円	1,740円	3,060円	440円

備考

午後5時後の利用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

2 体育館

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時前及び 午後5時後の 時間1時間につき
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが利用する場合	スポーツに利用するとき	1,150円	1,500円	2,650円	560円
	催物に利用するとき	6,930円	9,240円	16,170円	3,470円
その他の場合	スポーツに利用するとき	2,300円	3,000円	5,300円	1,120円
	催物に利用するとき	13,860円	18,480円	32,340円	6,930円

備考

- 午前9時前又は午後5時後の利用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 体育館の利用者が入場料（利用者がいずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は利用者が入場料を徴収しない場合で営業宣伝その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 土地及び建物

区分		利用料金の額	
土地	月単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1月につき	490円
	時間単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1時間につき	16円
建物	月単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1月につき	1,500円

時間単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円
-------------	----------------------	-----

備考

- 1 利用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとする。
- 2 月の中途から利用を開始するとき、又は月の中途で利用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 3 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

#### 4 宿泊室

区分		利用の単位	利用料金の額	備考
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために利用する場合		1人1泊につき	2,650円	協定料金等、別に定める料金が適用される場合を除く
秋田県内で開催される公式の大会参加に伴う宿泊で、関係宿泊施設が協定料金を定めている場合			協定で定められた料金	
その他の場合	洋室1人用	1人1泊につき(1人で利用)	5,060円	
		1人1泊につき(2人で利用)	4,400円	
	洋室2人用	1人1泊につき(1人で利用)	5,720円	
		1人1泊につき(2人で利用)	4,840円	
		1人1泊につき(3人で利用)	4,070円	
	和室・洋室4人用	1人1泊につき(1人で利用)	5,720円	
		1人1泊につき(2人で利用)	4,620円	
		1人1泊につき(3人で利用)	3,850円	
		1人1泊につき(4人で利用)	3,410円	
	特別室	1人1泊につき(1人で利用)	4,400円	
1人1泊につき(2人で利用)		3,850円		

備考

特別室を身体障害者以外が利用する場合は、洋室2人用の料金とする。

#### 5 大広間

区分	利用の単位	利用料金の額
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが利用する場合	1時間につき	770円
その他の場合		1,550円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 大広間を宿泊する目的で利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	利用の単位	利用料金の額
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために利用する場合	1人1泊につき	2,420円
その他の場合		2,640円